

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応えていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成24年度(2012年度)から10年後を見通す。
なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定する。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
 - (1) 人口減少社会の到来
 - (2) グローバル化の進展
 - (3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情
 - (4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化
 - (5) 情報通信等技術革新の進展
 - (6) 食料自給率の低下と国農政の転換
2. 三重県の農業及び農村の現状と課題
 - (1) 耕地
・耕地面積、耕作放棄地、耕地利用率、等の状況
 - (2) 農業者
・農家数、農業就業人口、認定農業者、農業生産法人、新規就農者、等の状況
 - (3) 農業生産
・農業算出額、食料自給率、農業所得、農産物・生産資材価格、6次産業化への取組、等の状況
 - (4) 野生鳥獣による被害
・鳥獣被害金額、等の状況
 - (5) 農村社会
・高齢化、混住化、生活基盤整備、農山漁村交流人口、等の状況

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方
 - (1) 農業及び農村の果たす役割
①食料の持続的な供給 ②多面的機能の発揮 ③地域経済と就業の場を担う産業
 - (2) 取組展開に向けた基本視点
「県民力による協創の三重づくり」とあわせ、次の3つの視点を施策展開のベースに置く。
①消費者の視点に立った「売れる農業」の展開 ②将来にわたる農業の持続的発展 ③地域の創意工夫を重視した施策の展開
 - (3) めざすべき将来の姿
①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿 ②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿
③地域の特性を生かした取組が展開され、農村が振興される姿 ④農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開
県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割を踏まえて、4つの基本施策と基本目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

| 基本目標 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成33(2021)年度【目標】 |
|----------------|------------------|------------------|
| 食料自給率(カロリーベース) | 42% (平成21年度) | 51% (平成32年度) |

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①需要に応じた水田農業の推進
- ②消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- ③活力ある畜産の健全な発展
- ④農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業者の確保・育成に取り組む。

| 基本目標 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成33(2021)年度【目標】 |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等) | 2,346経営体 | 3,000経営体 |

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- ②地域の持続的な営農の仕組みづくり
- ③多様な農業経営体の確保・育成
- ④農業生産基盤の整備・保全
- ⑤農畜産業技術の研究開発と移転

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

農業及び農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や都市や地域住民との連携構築に取り組む。

| 基本目標 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成33(2021)年度【目標】 |
|-------------|------------------|------------------|
| 農山漁村地域の交流人口 | 5,086千人(平成22年度) | 5,670千人(平成32年度) |

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①安全・安心な農村づくり
- ②獣害につよい農村づくり
- ③人や産業が元気な農村づくり
- ④多面的機能の維持増進

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。

| 基本目標 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成33(2021)年度【目標】 |
|---------------|------------------|------------------|
| 県産品に対する消費者満足度 | 25% | 60% |

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
- ②新たなマーケティング戦略の展開
- ③県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第4章 推進体制の整備

1. 計画の推進体制
県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協力を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

2. 地域活性化プランへの支援

地域の創意工夫を重視した施策展開を図るため、集落や産地等の主体的な取組を支援する仕組みとして、市町や関係団体との連携・協力体制を構築し、地域の取組意欲の増進を図りつつ、地域活性化プランの策定と実践に対する支援に取り組む。

地域活性化プランについて

1 地域活性化プランの背景

これまで、農村地域の様々な取組に対して、国や県の補助事業を前提に事業目的に沿った活動へ誘導することを主眼にした指導・支援を行ってきました。

しかし、地域主権の確立に向けた取組みが進められる中で、地域に密着した産業である農業に関する施策については、国の示す方向に沿った政策展開だけでなく、地域が主体的に構築し、推進していくことが必要となってきました。

また、グローバル化の進展や消費者のニーズの多様化など、農業・農村に求められる役割は、大きく変化してきており、これまでの一つの方向にこだわった（例えば生産性向上）取組だけではなく、こうした多様化する状況に柔軟に対応しつつ、地域の「思い」や「考え」の実現を目指す中で農業・農村の活性化を図っていく必要があります。

2 地域活性化プランの取組とは

農業及び農村の活性化を図っていくためには、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていく（売れる農業を目指す）ことが重要です。

その価値を高めていく方向には、農業生産の維持や効率化を狙った取組から、農産物生産に加え、加工、流通、集客交流などに広がる6次産業や農商工連携など素材供給産業からの脱却を狙った取組など、地域の実情や特性に応じて様々な段階や方向があります。

地域活性化プランは、こうした観点の下で、地域の実情や特性に応じて、地域の考え方を踏まえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した施策展開の基本となる取組です。

具体的には、農業者等の意欲の増進をはかりつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農に取り組む地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進するとともに、柑橘や野菜など作目によってつながる産地や、直売所等を核とした多様な作目を生産する産地など、地域のめざす方向に応じた多様な産地形成の促進を狙った活動を市町や関係団体と連携して展開する取組です。

3 地域活性化プランの位置づけ

地域活性化プランの取組は、長期的な視点から継続的・安定的に進めていく必要があることから、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」で、その取組についての位置づけを行っています。具体的には、「集落や産地等の農村地域団体による農村の資源を有効に活用して行う計画の策定及びその活動を総合的かつ計画的に支援するため、専門的知識を有する人材による技術的援助や、情報の提供及び助言その他必要な措置を講ずる」としており、県と市町等の関係機関が連携して地域の取組を支援していく体制を整備していくこととしています。

このため、集落や産地等を単位とする農村地域団体の組織化、取組方向の決定及び実践を、県とともに、市町、JAなどの協力を得て関係機関が連携し、「地域活性化プラン支援チーム」を設けて必要な様々な支援を行っていくこととしています。

（平成24年度予算：地域活性化プラン推進事業 16,374千円）

地域活性化プラン策定支援の状況

H23 プラン策定数 52プラン



地域活性化プランの実践事例①

(農)高柳地区営農組合 (いなべ市)

赤米(「大安桜米」)のブランディングを通じた地域営農の活性化

〔地域活性化プランの概要〕

いなべ市大安町での赤米づくりと奈良市にある大安寺との歴史的なつながりを整理し、郷土食、行事、食育と関連づけた地域ブランドとしての販路拡大を目指す。

- 赤米・・・新たなパッケージ等の作成(H23)
新品種の導入、採取ほ場の設置、新たな販売先確保など
- 米等・・・米チラシ作成、米の受注販売方法の確立、大麦・小麦・大豆の収量向上



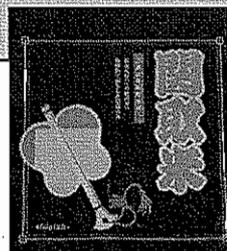
こもの米推進協議会(菰野町)

菰野町発祥の「関取米」などの復活と地域ブランド化

〔地域活性化プランの概要〕

江戸時代に菰野町で誕生し、明治時代には江戸前寿司の寿司米として多用された「関取米」を復活させ、少量パッケージによる販売で地域ブランドとして定着させていく。

- 関取米・・・販路開拓、商品開発((H23:パッケージ等作成)
栽培技術の確立(栽培試験)
- 竹成米・・・品種育成、品種登録



(農)南家城営農組合(津市)

黒大豆等の新作物の加工品開発をきっかけとした「売れる農産物づくり」の取組拡大

〔地域活性化プランの概要〕

黒大豆加工品の開発・販売を通じて、地域内での販路を確保していくことで収益性、持続性の高い営農組織づくりをすすめる。

- 地域ブランド米・・・直接販売(契約等)の推進、新品種の導入
- 黒大豆等・・・黒大豆加工品(甘納豆・味噌)の開発・販売(H23:パッケージ等作成)
- 運営等・・・雇用条件の整備、加工部門への人材確保



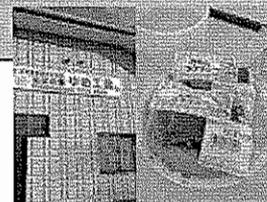
元丈の里営農組合(多気町)

米粉、薬草などの地域資源を活用した商品開発と交流事業の拡大

〔地域活性化プランの概要〕

活性化施設「元丈の館」と連携し、「健康」、「食農」、「教育」をコンセプトとした「健康の里(=元丈の里)づくりを進める。

- 「ゆめ工房」・・・米粉販売の拡大、米粉商品の開発(H23試作)、多品目製粉加工
味噌・漬物・キムチ加工、薬草ハーブの商品化、ニンニク乾燥加工
- 特産作物の育成・・・耕作放棄地対策(新規需要米、ゆず、白菜等)、山菜・ハーブの生産拡大
- その他・・・環境保全型農業、農地・水・環境保全対策の推進



地域活性化プランの実践事例②

桧山路区（志摩市）

伝統果樹「桧山路柿」の再興と柿加工品の商品化を契機とした直売所の開設

〔地域活性化プランの概要〕

地域の誇りである「桧山路柿」を核に、特産品を開発し、地域農産物の直売所の開設につなげることで、地域内外の交流を促進させる。

- 柿園の再生による集落農業の再生（H23：柿加工品の試作）
- 地域住民のコミュニケーションの場づくり（H23：直売所開設）
- 他地域との交流促進（交流イベントの開催）



(社)大山田農林業公社(伊賀市)

地元農産物の加工品(餅、菓子、寿司、味噌、漬物等)のアイテム充実と販路拡大

〔地域活性化プランの概要〕

ミックスジャム、食べるなたね油などの新企画商品の開発を通じて、商品コンセプト・デザイン・広報宣伝など販路戦略の見直し、地元産農産加工品の付加価値販売を進める。

- 自社生産する農産物の活用
- 地域産品を生かした商品開発と販路拡大（農業者、生産組織、食品関連事業者との連携）
- ニーズ提案型の新企画商品の開発による需要創造（H23～新企画ジャム、食べるなたね油）



銚子川ブランドプロジェクト(紀北町)

地域の象徴である清流「銚子川」の豊富な水量を生かした「くき漬け」の再興と伝承

〔地域活性化プランの概要〕

NPO法人を核として、体験交流・農産物の加工、販売を拡大し、「銚子川」をシンボルとした高付加価値化を目指していく。

- くき漬け・・・加工所の整備、商品化（H23：試作等）と販路開拓
- 「銚子川米」、「養殖あまご」などのブランド化推進
- 集客交流の拡大（H23：畑の開墾、種芋植付体験（ソーシャルジャーイベント）の試行）



三重南紀みかん産地再構築委員会

タイ王国への輸出などかんきつのブランド価値の向上

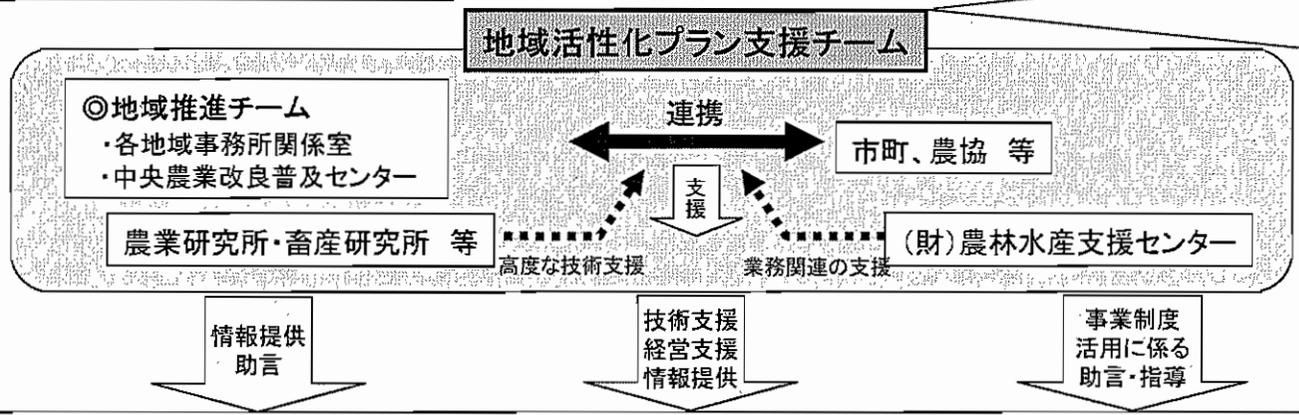
〔地域活性化プランの概要〕

「みえの一番星」などの戦略的な品種更新、海外輸出等の産地のグローバル化に対応したJGAP認証取得、園地管理法人設立による担い手対策、等の産地力の向上を図る。

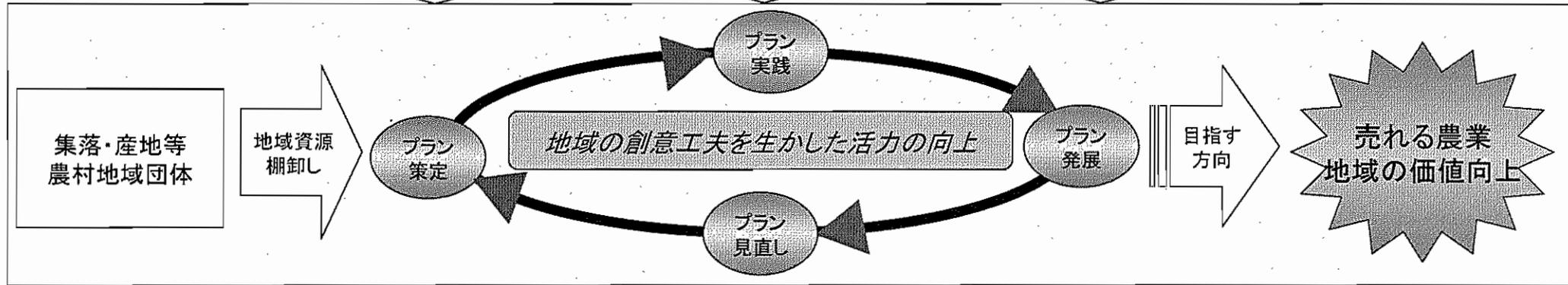
- 品種構成・・・味1号を中心とした生産量の拡大
- 高品質果実の安定生産・・・マルチ栽培面積の普及
- 販売ルートが多様化・・・海外輸出、産地直売、加工品の開発等



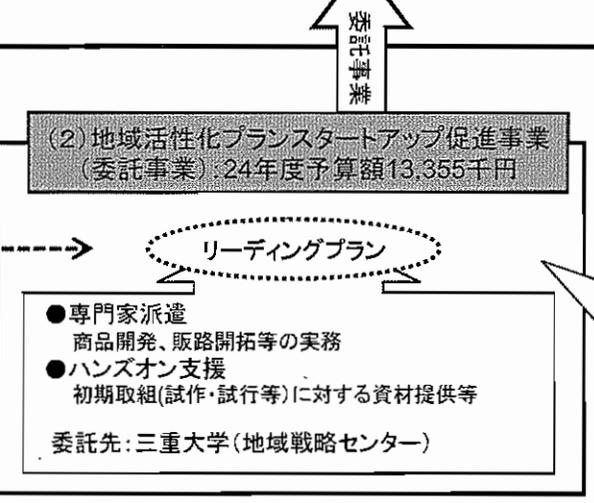
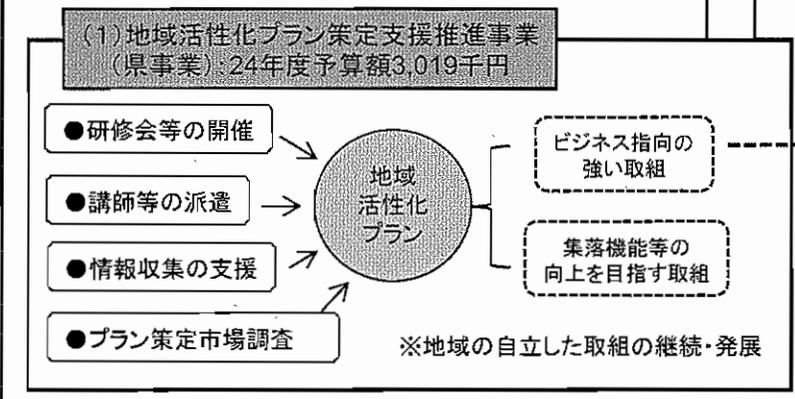
地域活性化プラン推進のイメージ



- ・農村地域団体の課題や目指す方向に応じたメンバー構成
- ・構成メンバーは各機関の担当者で5名程度(各地域事務所)に設置
- ・支援チームは、スタートアップ促進事業委託者(三重大学)と連携して必要な支援方を決定
- ・高度な技術支援が必要な場合は農業研究所等の研究員も参画
- ・6次産業化や組織法人化など農林水産支援センターのサポートを必要に応じて活用



地域活性化プラン推進事業 24年度予算額: 16,374千円



国等の既存事業

- 未来を切り開く6次産業創出総合対策事業
 - 農商工連携推進ファンド
 - 地域コミュニティ応援ファンド 等
- リーディングプラン(イメージ例)
- ・低コスト稲作と地域愛用米としての直販
 - ・直売所等を核とした高齢農家等による多品目産地等の育成
 - ・業務用(加工、飲食)をターゲットとした新産地形成
 - ・機能性向上を目指した生産振興と市場開拓の展開
 - ・伝統野菜の生産振興と市場開拓の展開 等

農業者戸別所得補償制度の概要

別添 2

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金】(294億円(23年産))

23年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

| 対象作物 | 交付単価 |
|-----------------|-----------|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a |
| 米粉用米、飼料用米、WCS用稲 | 8.0万円/10a |
| そば、なたね、加工用米 | 2.0万円/10a |

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円) 【水田・畑地共通】

【数量払】

| 対象作物 | 交付金額 | 対象作物 | 交付金額 |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 小麦【水田・畑地】 | 6,360円/60kg | てん菜 | 6,410円/ト |
| 二条大麦【水田・畑地】 | 5,330円/50kg | でん粉原料用ばれいしょ | 11,600円/ト |
| 六条大麦【水田・畑地】 | 5,510円/50kg | そば【水田・畑地】 | 15,200円/45kg |
| はだか麦【水田・畑地】 | 7,620円/60kg | なたね【水田・畑地】 | 8,470円/60kg |
| 大豆【水田・畑地】 | 11,310円/60kg | | |

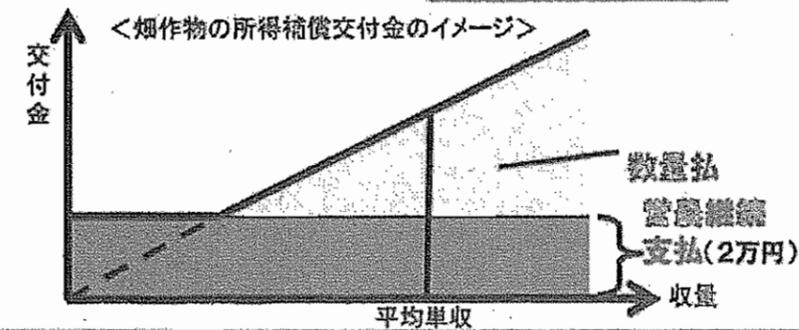
注1:小麦については、パン・中華用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
110億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に、1万円/10aを交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

森林づくりに関する税検討委員会委員

| 氏名 | 所属団体等 | 分野 |
|------------------------|-----------------------|-----------------|
| 青木 民夫 (あおき たみお) | 三重県林業団体連絡協議会 | 林業 |
| 有城 安子 (うしろ やすこ) | 災害ボランティアコーディネーター | 災害ボランティア 防災士 |
| 岡井 永光 (おかい ひさみつ) | NPO法人南勢テクテク会 | 森林・NPO |
| 笠尾 和男 (かさお かずお) | - | 公募 |
| 亀井 利克 (かめい としかつ) | 三重県市長会 | 行政 |
| 小林 慶太郎 (こばやし けいたろう) | 四日市大学総合政策学部准教授 | 地域政策 |
| 清水 環 (しみず たまき) | NPO法人森林の風 | 森林・NPO |
| 新海 洋子 (しんかい ようこ) | 中部環境パートナーシップオフィス | 環境教育活動 |
| 谷口 ちほせ (たにぐち ちほせ) | 三重県商工会連合会 | 商工 |
| 谷口 友見 (たにぐち ともみ) | 三重県町村会 | 行政 |
| 早川 幸世 (はやかわ さちよ) | 三重県消費者団体連絡協議会 | 消費者 |
| 福田 尚子 (ふくだ なおこ) | - | 公募 |
| 前田 朝子 (まえだ ともこ) | 三重県中小企業団体中央会 | 商工 |
| 松村 直人 (まつむら なおと) | 三重大学大学院 生物資源学研究科教授 | 森林・林業 |
| 山口 祐佳里 (やまぐち ゆかり) | 三重県商工会議所連合会 | 商工 |

(敬称略、五十音順)

森林づくりに関する税検討委員会条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十号

森林づくりに関する税検討委員会条例

(設置)

第一条 県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

一 森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

第1章 振興指針および活性化計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県水産業・漁村振興指針

本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望もてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、流通業者、市町、県など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定するものです。

2 性格と役割

三重県水産業・漁村振興指針

三重県水産業・漁村振興指針は、平成24(2012)年度を初年度とし、概ね10年先に希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめ、漁業者や水産関係団体等さまざまな主体が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性への理解を深める中で、一人ひとりが自らの未来を切り開くために、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

また、施策の展開方向ごとに、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間を計画期間として、取組内容と目標を定める活性化計画を一体的に記載し、的確な進行管理を行います。

第2章 三重県水産業・漁村の役割と課題

1 水産業・漁村の役割

水産業・漁村は自然との共生をふまえ、安全で安心な水産物を安定的に提供するとともに、県民の共有財産である海や川が持つ様々な多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています

安全で安心な水産物の安定的な提供

自然との共生

多面的機能の発揮

2 水産業・漁村の課題

- (1) 地域ごとの課題
- (2) 水産資源・漁業生産の減少
- (3) 漁業者の急速な減少と高齢化
- (4) 漁協経営の悪化
- (5) 流通の多様化と魚価の低迷
- (6) 水産物消費の低迷
- (7) 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
- (8) 漁場環境の悪化
- (9) 多面的機能の低下
- (10) 東日本大震災による被害への対応

第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

県民の皆さんが期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現

水産業・漁村の10年後の具体的な姿

- ① 漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現
- ② さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れてみたいと思える豊かな漁村の確立
- ③ 自然の保全・再生を進め、豊かな魚介類を育む水産業・漁村の展開

第4章 施策の展開

水産業・漁村の振興に向けた方向

県民の皆さんが期待する希望ある水産業・漁村の実現を図るためには、東日本大震災の被害を早急に復興させるとともに、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「売れる水産業」、さらには「もうかる水産業」へ転換していくことで、三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

施策の展開方向と取組内容

1. 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

(1) 地域水産業・漁村振興計画の策定・実行

(2) 漁協の指導力・実行力の強化(県1漁協の実現)

| 目標項目 |
|-----------------------|
| 県内の沿海地区漁協数 |
| 平成23(2011)年度【現状】 |
| 21漁協 |
| 平成27(2015)年度【目標】 |
| 1漁協 |
| 平成33(2021)年度【振興指針の目標】 |
| 1漁協 |

2. 高い付加価値を生み出す水産業の確立

- (1) 持続的な生産が可能な水産業の確立
- (2) 消費者のニーズに対応した養殖業の展開
- (3) 経営力がある漁業者の確保・育成と新規就業・参入の促進
- (4) 6次産業化などによる付加価値向上
- (5) 販売力強化と流通の効率化・高度化
- (6) 魚食・食育の推進
- (5) 違反防止策の推進

| 目標項目 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成27(2015)年度【目標】 | 平成33(2021)年度【振興指針の目標】 |
|--------------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 主要魚種生産額の全国シェア | 7.1% | 7.3% | 7.6% |
| 資源管理に参加する漁業者数 | 313人 | 1,500人 | 2,000人 |
| 水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計) | — | 35件 | 100件 |

3. 地域資源を生かした漁村の活力向上

- (1) 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出
- (2) さまざまな主体による多面的機能の発揮
- (3) 安全で快適な漁村生活のための環境整備
- (4) 都市との交流などの促進
- (5) 水産物と消費者をつなぐ地域内流通と県民理解の促進

| 目標項目 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成27(2015)年度【目標】 | 平成33(2021)年度【振興指針の目標】 |
|-----------|------------------|------------------|-----------------------|
| 漁村地域の交流人口 | 815,942人 | 880,000人 | 1,000,000人 |

4. 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

- (1) 環境に優しい水産業の促進
- (2) 持続的な生産を支える水産基盤の整備
- (3) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進
- (4) 内水面漁業の振興と河川環境の保全
- (5) 社会貢献の促進

| 目標項目 | 平成23(2011)年度【現状】 | 平成27(2015)年度【目標】 | 平成33(2021)年度【振興指針の目標】 |
|-----------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 沿岸の浅海域再生面積 | 63ha | 74ha | 90ha |
| 藻場・干潟等の保全活動対象面積 | 268ha | 290ha | 310ha |

第5章 推進体制

三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、県、市町、漁連等の関係団体等による適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢としてその実現に取り組んでいきます。